

「結婚・子育て資金」の一括贈与の非課税制度について

制度の概要

インフォメーション NO502 に続き、直系尊属からの一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度として、「結婚・子育て資金の一括贈与」の制度の概要を紹介いたします。

(1) 制度の概要

20 歳以上 50 歳未満の方(以下「受贈者」)が、結婚・子育て資金に充てるため、直系尊属(父母や祖父母など。以下「贈与者」)から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭等を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等により証券会社等で有価証券を購入した場合(以下「結婚・子育て資金口座の開設等」)には、信託受益権又は金銭等の価額のうち **1,000 万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税が非課税となります。**

(2) 適用期限

平成 27 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで (2 年延長)

(3) 適用要件(平成 31 年 4 月以後)

受贈者の 前年の合計所得金額が 1,000 万円以下 である事

(4) 手続き

「結婚・子育て資金非課税申告書」を、結婚・子育て資金口座の開設等の日までに、契約を締結した金融機関の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出してください。

(5) 結婚・子育て資金の範囲

- ① 結婚に際して支払う次のような金銭(300 万円を限度)をいいます。
 - i) **挙式費用、衣装代等の婚礼費用**(婚姻日の 1 年前の日以後に支払われるもの)
 - ii) **家賃、敷金等の新居費用、転居費用**(一定の期間内に支払われるもの)
- ② 妊娠、出産及び育児に要する次のような金銭をいいます。
 - i) 不妊治療・妊婦健診に要する費用
 - ii) 分べん費等・産後ケアに要する費用
 - iii) **子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料**(ベビーシッター代を含む)など

(6) 結婚・子育て資金口座からの払出し及び結婚・子育て資金の支払い

結婚・子育て資金口座の払い出し方法の選択は、結婚・子育て口座の開設等の時に行います。結婚・子育て資金の支払い等があったときは、その事実を証する書類(領収書など)を、次の①又は②の提出期限までに金融機関の営業所等に提出する必要があります。

- ① 結婚・子育て資金を支払った後にその金額を口座から払い出す方法を選択した場合
領収書等に記載された支払年月日から 1 年を経過する日
- ② ①以外の場合
領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年 3 月 15 日

(7) 結婚・子育て資金口座に係る契約の終了

- ① **受贈者が 50 歳に達した場合**
非課税拠出額(この制度の適用を受ける金額の合計額)から結婚・子育て資金支出額を控除した残額が、受贈者のその年の **贈与税の課税価格に算入されます。**
- ② **贈与者が死亡した場合**
死亡日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額を、**贈与者から相続により取得したものとみなされます。**

※この場合、相続税額の 2 割加算の規定の適用はありません。